

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表について

女性活躍推進法とは、正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、事業主に対して、女性の活躍状況の把握や、課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などが求められています。

一般事業主行動計画

策定の目的	男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
課題①	ライフスタイルに合わせた勤務形態や責任の度合いにより、管理職を目指す女性が少ない。
課題②	残業時間や有給休暇は紙で管理しており、オンタイムでの把握、対応が行えていない。

目標①	管理職(課長・師長級以上)に占める女性労働者の割合50%以上を維持する。
実施時期	取組内容
R8.7～	当院で利用可能な両立支援制度の周知徹底を行う。
R8.10～	時差出勤等柔軟な働き方を可能とする制度の実現に向けた体制整備を行う。
R9.2～	女性を含めた管理職候補の職員を対象に、今後のキャリアプランに関する面談を実施する。

目標②	時間外労働および休日労働時間の時間数の平均を毎月7時間以内とする。
実施時期	取組内容
R8.7～	前年度の平均残業時間数を部署ごとに確認する。
R9.2～	勤怠システムの導入により、オンタイムでの残業時間管理を実現する。
R10.6～	勤怠システムにより、前年度の各部署の残業時間等を管理・分析を行う。
R10.10～	分析結果に伴い、残業時間削減に向けた啓発を行う。